

四万十町 出産・子育て応援金支給事業

令和5年4月1日から始まります

妊 娠 & 出 産 した方に

出産・子育て応援金

10万円

妊娠届出時の面談後、手続きを行うことで5万円、出生後の面談（新生児訪問）を受け手続きを行うことで、生まれたお子さん1人につき5万円を支給します。

経済面での負担を軽減するため、応援金を支給します。

申請時期と申請方法

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	出産応援金 (5万円)	子育て応援金 (5万円)
	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月1日に申請書兼請求書及びアンケートを郵送します。 (原則は一括で10万円を支給します)	
令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月以降	令和5年4月1日に申請書兼請求書を郵送します。	新生児訪問の際、申請書兼請求書をお渡しします。
令和5年4月以降	令和5年4月以降	妊娠届出の際の面談でお渡しします。	新生児訪問の際、申請書兼請求書をお渡しします。

※支給を受ける方は原則、面談した方に限ります。

妊娠中から出産後の相談をより充実させます。

それぞれ面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援していきます。

妊娠届出時

健やかな妊婦生活を過ごせるよう、不安なことを解消し、出産への見通しを立てましょう。

産前訪問

出産に向けて準備をするとともに、産後の手続等の情報提供をします。

新生児訪問

産後のお母さんの体調や、赤ちゃんの様子をお伺いします。育児の不安などご相談ください。

※令和4年4月1日～令和5年3月中旬までに妊娠届出をした方及び出産された方には、申請書兼請求書及びアンケートを郵送します。

問い合わせ先

四万十町子育て世代包括支援センター「楓」（役場 健康福祉課内）

電話：0880-22-3115

出産・子育て応援金に関するQ&A

Q 申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。

A 申請書兼請求書を受理後、約1か月程度で指定の口座に応援金を振り込みます。

Q 双子を妊娠しました。出産応援金と子育て応援金はいくらになりますか。

A 出産応援金は、妊婦1人に対して支払うので、多胎妊娠の場合も5万円の支給となりますが、子育て応援金は5万円×出生児童数を支給します。

Q 出産応援金または子育て応援金の申請は、産婦の夫や児童の父親でも可能でしょうか。

A 出産応援金は、妊娠届出時の面談を受けた妊婦のみが申請できます。
子育て応援金は、「児童を養育する方」が対象となるため、父母で養育している場合は母親のみでなく父親も対象となりますが、母親と一緒に保健師等の面談を受けていただく必要があります。

Q 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、妊娠出産応援金の対象となりますか。

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援金の対象となります。

Q 四万十町に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けた場合は、四万十町と里帰り先市町村のどちらへ子育て応援金の申請をすればいいですか。

A 住民票がある四万十町へ申請してください。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず住民票を四万十町から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、どちらへ申請すればいいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q 四万十町で面談を受けた後に、応援金の申請をしないまま他の市町村へ転出しました。この場合でも応援金は受け取れますか。

A 転出先の市町村で面談を受けていただければ、転出先の市町村で申請することが可能です。転入転出は仕組みが複雑なので、一度担当までご相談ください。